

特別高圧電力価格高騰による

負担を軽減するための

支援金を交付します！

申請受付期間

令和7年 4/24(木) ~ 6/13(金)

令和6年8月~令和6年10月電力使用量(令和6年9月~令和6年11月検針分)
令和7年1月~令和7年3月電力使用量(令和7年2月~令和7年4月検針分)

● 県内で特別高圧電力を受電している中小企業者

● 県内で特別高圧電力を受電している工業団地及び商業施設等に入居している中小企業者

※ みなし大企業は除きます。 ※ 特別高圧電力に由来する電力を使用して、その電力料金を負担している者に限ります。
※ 低圧電力、高圧電力は対象外です。特別高圧電力のみが対象となりますので、契約電力の種別が不明の場合は電力会社
や入居施設にご確認ください。 ※ 詳しくは、ホームページをご覧ください。

ホームページはこちら

<中小企業者>

業種	中小企業者(いずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

<みなし大企業>

次のアからオのいずれかに該当する場合、みなし大企業となり、本事業の対象ではありません。

なお、国及び自治体等の公的機関は大企業とみなします。また、海外企業についても上記の中小企業者に該当しない
(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する資本金及び従業員数を超える)場合は大企業とみなします。

- ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウに該当する中小企業者が所有している中小企業者
- オ アからウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

交付額

支援金の交付額 = 一月あたりの電力使用量 × 支援単価

支援単価

令和6年8月使用分(9月検針分)	2.0円/kWh	令和7年1月使用分(2月検針分)	1.3円/kWh
令和6年9月使用分(10月検針分)	2.0円/kWh	令和7年2月使用分(3月検針分)	1.3円/kWh
令和6年10月使用分(11月検針分)	1.3円/kWh	令和7年3月使用分(4月検針分)	0.7円/kWh



愛知県中小企業特別高圧電力価格高騰対策支援金

申請の例

令和6年 8月の電力使用量	10,000kWh	令和7年 1月の電力使用量	12,000kWh
令和6年 9月の電力使用量	11,000kWh	令和7年 2月の電力使用量	11,000kWh
令和6年 10月の電力使用量	9,000kWh	令和7年 3月の電力使用量	9,000kWh
令和6年 8月の電力使用量	$10,000\text{kWh} \times 2.0\text{円} = 20,000\text{円}$	令和7年 1月の電力使用量	$12,000\text{kWh} \times 1.3\text{円} = 15,600\text{円}$
令和6年 9月の電力使用量	$11,000\text{kWh} \times 2.0\text{円} = 22,000\text{円}$	令和7年 2月の電力使用量	$11,000\text{kWh} \times 1.3\text{円} = 14,300\text{円}$
令和6年 10月の電力使用量	$9,000\text{kWh} \times 1.3\text{円} = 11,700\text{円}$	令和7年 3月の電力使用量	$9,000\text{kWh} \times 0.7\text{円} = 6,300\text{円}$

支援金額 $20,000\text{円} + 22,000\text{円} + 11,700\text{円} + 15,600\text{円} + 14,300\text{円} + 6,300\text{円} = 89,900\text{円}$

主な必要書類リスト

特別高圧電力を直接受電している場合

★令和5年4月～令和6年3月に一度でも申請済みであり、下記⑤の内容に変更がない場合は、当該書類を省略できます。

- 1 特別高圧電力の受電契約書
(事前登録で提出済の場合は添付不要)
- 2 対象期間の電力使用量が分かる書類
(請求書など)
- 3 建物の現在事項証明書または全部事項証明書
- 4 申請者の現在事項証明書または履歴事項全部証明書
- 5 振込口座が分かる書類

特別高圧電力を受電している施設に入居している場合

★令和5年4月～令和6年3月に一度でも申請済みであり、下記①②④⑤の内容に変更が無い場合は、当該書類を省略できます。

- 1 入居している施設等の特別高圧電力の受電契約書
(特高受電施設登録済の施設に入居の場合は添付不要)
- 2 ①の施設に入居している証明書
(賃貸借契約など)
- 3 対象期間の電力使用量が分かる書類
(請求書など)
- 4 申請者の現在事項証明書または履歴事項全部証明書 ※
- 5 振込口座が分かる書類

※申請日の3か月以内に発行されたもの

★その他特殊な事情がある場合には、証明書など別途必要になる場合があります。

★詳しくはホームページをご覧ください。

申請方法

ホームページより申請ください。

申請受付期間（請求書など）：令和7年 4/24 木 ～ 令和7年 6/13 金



必要事項を入力し申請書類をアップロードしてください。

ホームページ

<https://tokkos.pref.aichi.jp>



こちらからお申し込み

※申請にあたっては、申請マニュアルを事前にご覧ください。

オンライン申請ができない場合は支援金事務局までご連絡ください。

支援金に関する不明点などは下記までお問合せください。

愛知県中小企業特別高圧電力価格高騰対策支援金事務局 〒470-1141 愛知県豊明市阿野町昭和5-1

TEL:050-3354-4925 【受付時間／平日9:00～17:00（土日祝日を除く）】

